

令和 7年度 名古屋市教育委員会 意見第 7号

指定管理者の指定について

指定管理者を指定するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6号の規定により議会の議決を経る必要があり、このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、次のとおり提出します。

令和 7年11月 7日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市北図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 T R C・N Kパートナーズ 代表者 谷 一 文 子
名古屋市楠図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 T R C・N Kパートナーズ 代表者 谷 一 文 子
名古屋市山田図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 T R C・N Kパートナーズ 代表者 谷 一 文 子

名古屋市港図書館	愛知県豊田市松ヶ枝町3丁目30番地 ホーメックス株式会社 代表取締役 餅 原 幹 也
名古屋市南陽図書館	愛知県豊田市松ヶ枝町3丁目30番地 ホーメックス株式会社 代表取締役 餅 原 幹 也
名古屋市南図書館	愛知県豊田市松ヶ枝町3丁目30番地 ホーメックス株式会社 代表取締役 餅 原 幹 也

2 指定の期間 令和 8年 4月 1日から令和13年 3月 31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

(令和 7年11月 7日提出 鶴舞中央図書館)